第二十二条の六十四第三項中「第六十八条の七十第三項」を「第六十八条の七十第四項」に、「第三十九条の九十九第十八項」を「第三十九条の九十九第二十二項」に、「第三十九条の百第七項」を「第三十九条の百第八項」に改め、同条第四項中「第六十八条の七十第九項」を「第六十八条の七十第十項」に改め、同項第一号から第四号まで、第六号及び第八号中「第六十八条の七十第七項」を「第六十八条の七十第八項」に改め、同条第五項中「第六十八条の七十第三項」を「第六十八条の七十第四項」に改め、同条第六項中「第三十九条の九十九第五項第一号イ」を「第三十九条の九十九第九項第一号イ」に改め、同条第七項中「第三十九条の九十九第五項第二号」を「第三十九条の九十九第九項第二号」に改め、同条第十項第六号及び第十一項中「第三十九条の九十九第十三項」を「第三十九条の九十九第十七項」に改める。

第二十二条の六十八中「第二十二条の六第四項各号」を「第二十二条の六第二項各号」に改める。

第二十二条の七十第一項第二号を削り、同項第三号中「第六十八条の八十一第一項第三号」を「第六十八条の八十一第一項第二号」に改め、同号を同項第二号とする。

第二十二条の七十六第四十二項中「第二十八項第一号」を「第三十三項第一号、第三十四項第一号」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第四十一項を同条第四十六項とし、同条第四十項を同条第四十五項とし、同条第三十九項第四号中「発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式等を除く。）の総数又は総額」を「発行済株式等」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第三十八項中「第三十四項及び第三十五項」を「第三十九項及び第四十項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第三十七項中「第二十七項」を「第三十二項」に改め、同条第三十六項中「第二十八項」を「第三十三項」に、「第三十五項」を「第三十八項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第三十五項中「第二十八項」を「第三十三項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第三十四項を同条第三十九項とし、同条第三十三項中「第二十八項から第三十項まで」を「第三十三項から第三十五項まで」に、「第二十八項第一号」を「第三十三項第一号」に、「以下第三十項」を「以下第三十五項」に、「第二十九項」を「第三十四項」に、「第三十三項」を「第三十八項」に、「、第三十項」を「、第三十五項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第三十二項を同条第三十七項とし、同条第三十一項を同条第三十六項とし、同条第三十項を同条第三十五項とし、同条第二十九項から第三十一項までを五項ずつ繰り下げ、同条第二十八項中「除く。以下第三十項」を「除く。以下第三十五項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第二十七項中「第三十五項」を「第四十項」に、「第三十二項、第三十三項及び」を「第三十七項及び第三十八項並びに」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十六項を同条第三十一項とし、同条第二十五項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十四項を同条第二十九項とし、同条第二十一項から第二十三項までを五項ずつ繰り下げ、同条第二十項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十九項を同条第二十四項とし、同条第十六項から第十八項までを五項ずつ繰り下げ、同条第十五項中「第十七項及び第十八項第三号」を「第二十二項及び第二十三項第三号」に改め、同項第五号中「第五項第五号」を「第十項第五号」に改め、同項第六号ニ中「第十八項第二号」を「第二十三項第二号」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十四項を同条第十九項とし、同条第十項から第十三項までを五項ずつ繰り下げ、同条第九項中「第十二項第一号」を「第十七項第一号」に改め、同項第二号中「第五項第一号」を「第十項第一号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第八項を同条第十三項とし、同条第七項を同条第十二項とし、同条第六項を同条第十一項とし、同条第五項中「株式又は出資（以下この条において「」及び「」という。）」を削り、「施行令第三十九条の百十四の二第八項各号」を「同条第八項各号」に改め、同項第一号中「第九項第一号」を「第十四項第一号」に改め、同項第三号中「第十五項第三号」を「第二十項第三号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項中「（法第六十八条の九十第二項第一号に規定する外国関係会社をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同項を同条第八項とし、同条第二項を同条第七項とし、同条第一項を同条第六項とし、同条に第一項から第五項までとして次の五項を加える。

施行令第三十九条の百十四の二第一項第一号に規定する外国関係会社の経営管理を行う法人として財務省令で定めるものは、保険会社等（保険業を主たる事業とする内国法人又は保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社に該当する内国法人をいう。以下第五項までにおいて同じ。）にその発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式等（株式又は出資をいう。以下この条において同じ。）を除く。）の総数又は総額（以下この条において「発行済株式等」という。）の全部を直接又は間接に保有されている内国法人（保険会社等を除く。以下この項及び第五項において「判定対象内国法人」という。）（連結法人に限る。）で、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

一　当該判定対象内国法人が専ら保険外国関係会社等（外国関係会社（法第六十八条の九十第二項第一号に規定する外国関係会社をいう。以下この条において同じ。）で次に掲げる要件の全てに該当するものをいう。次号及び第五項において同じ。）の経営管理及びこれに附帯する業務を行つていること。

イ　その主たる事業が保険業又はこれに関連する事業であること。

ロ　判定対象内国法人等（当該保険会社等並びに当該判定対象内国法人（連結法人に限る。）及び当該保険会社等に係る他の判定対象内国法人をいう。）によつてその発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等を直接又は間接に保有されていること。

ハ　当該判定対象内国法人（連結法人に限る。）によつてその発行済株式又は出資を直接又は間接に保有されていること。

二　当該保険会社等に係る他の判定対象内国法人（当該保険外国関係会社等の発行済株式又は出資を直接又は間接に保有するものに限る。第五項において同じ。）がある場合には、当該他の判定対象内国法人が専ら当該保険外国関係会社等の経営管理及びこれに附帯する業務を行つていること。

2　前項において発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されているかどうかの判定は、同項の保険会社等の内国法人に係る直接保有株式等保有割合（当該保険会社等の有する当該内国法人の株式等の数又は金額が当該内国法人の発行済株式等のうちに占める割合をいう。）と当該保険会社等の当該内国法人に係る間接保有株式等保有割合とを合計した割合により行うものとする。

3　前項に規定する間接保有株式等保有割合とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該各号に定める割合の合計割合）をいう。

一　内国法人の法人税法第二条第十四号に規定する株主等である他の内国法人（以下この項において「株主内国法人」という。）の発行済株式等の全部が保険会社等によつて保有されている場合　当該株主内国法人の有する当該内国法人の株式等の数又は金額がその発行済株式等のうちに占める割合（当該株主内国法人が二以上ある場合には、当該二以上の株主内国法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合）

二　内国法人に係る株主内国法人（前号に掲げる場合に該当する同号の株主内国法人を除く。）と保険会社等との間にこれらの者と株式等の保有を通じて連鎖関係にある一又は二以上の内国法人（以下この号において「出資関連内国法人」という。）が介在している場合（出資関連内国法人及び当該株主内国法人がそれぞれその発行済株式等の全部を保険会社等又は出資関連内国法人（その発行済株式等の全部が保険会社等又は他の出資関連内国法人によつて保有されているものに限る。）によつて保有されている場合に限る。）　当該株主内国法人の有する当該内国法人の株式等の数又は金額がその発行済株式等のうちに占める割合（当該株主内国法人が二以上ある場合には、当該二以上の株主内国法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合）